

新

令和8年4月

静岡市総合評価落札方式（建設業関連業務）
活用ガイドライン
（令和8年度版）

令和8年4月

静岡市建設局土木部

旧

令和7年4月

静岡市総合評価落札方式（建設業関連業務）
活用ガイドライン
（令和7年度版）

令和7年4月

静岡市建設局土木部

新

令和 8 年 4 月

目 次

用語の定義	・・・ 1
1 対象業務	・・・ 2
2 総合評価落札方式の考え方	
2-1 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで工夫の余地が大きいもの【総合評価落札方式（標準型）】	・・・ 2
2-2 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで工夫の余地があるもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）】	・・・ 3
2-3 仕様を確定した後に技術提案等を求めないタイプで工夫の余地が比較的小さいもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）】	・・・ 3
2-4 総合評価落札方式適用の意義	・・・ 3
2-5 総合評価落札方式の実施方針	・・・ 4
(1) 総合評価落札方式対象業務	
(2) 適用除外	
3 総合評価落札方式による落札候補者の決定	・・・ 7
3-1 評価値の算出方法	・・・ 7
3-2 価格評価点の算定方法	・・・ 8
4 総合評価落札方式の実施手順	・・・ 9
4-1 各タイプにおける基本的な手順	・・・ 9
4-2 定型文	・・・ 10
4-3 学識経験者の意見聴取	・・・ 10
4-4 事前確認型と事後確認型	・・・ 10
4-5 総合評価の手順	・・・ 11
5 評価項目・評価基準	・・・ 11
5-1 評価項目と配点等	・・・ 11

旧

令和 7 年 4 月

目 次

用語の定義	・・・ 1
1 対象業務	・・・ 2
2 総合評価落札方式の考え方	
2-1 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで工夫の余地が大きいもの【総合評価落札方式（標準型）】	・・・ 2
2-2 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで工夫の余地があるもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）】	・・・ 3
2-3 仕様を確定した後に技術提案等を求めないタイプで工夫の余地が比較的小さいもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）】	・・・ 3
2-4 総合評価落札方式適用の意義	・・・ 3
2-5 総合評価落札方式の実施方針	・・・ 4
(1) 総合評価落札方式対象業務	
(2) 適用除外	
3 総合評価落札方式による落札候補者の決定	・・・ 7
3-1 評価値の算出方法	・・・ 7
3-2 価格評価点の算定方法	・・・ 8
4 総合評価落札方式の実施手順	・・・ 9
4-1 各タイプにおける基本的な手順	・・・ 9
4-2 定型文	・・・ 10
4-3 学識経験者の意見聴取	・・・ 10
4-4 事前確認型と事後確認型	・・・ 10
4-5 総合評価の手順	・・・ 11
5 評価項目・評価基準	・・・ 11
5-1 評価項目と配点等	・・・ 11

新

令和 8 年 4 月

5-2 評価項目及び評価基準	・・・13
5-3 標準型、照査技術者ありの場合	・・・14
5-4 標準型、照査技術者なしの場合	・・・20
5-5 簡易型Ⅰ、照査技術者ありの場合	・・・26
5-6 簡易型Ⅰ、照査技術者なしの場合	・・・31
5-7 簡易型Ⅱの場合	・・・36
5-8 評価基準の留意点	・・・40
6 審査・ヒアリング	・・・43
7 その他の留意事項	・・・43
7-1 評価内容の履行の担保	・・・43
7-2 実施方針等及び評価テーマに係る設計変更	・・・43
7-3 技術提案等のペナルティについて	・・・44
7-4 技術提案等に関する機密の保持	・・・44
7-5 総合評価落札方式に係る事項の公表等	・・・44

旧

令和 7 年 4 月

5-2 評価項目及び評価基準	・・・13
5-3 標準型、照査技術者ありの場合	・・・14
5-4 標準型、照査技術者なしの場合	・・・20
5-5 簡易型Ⅰ、照査技術者ありの場合	・・・26
5-6 簡易型Ⅰ、照査技術者なしの場合	・・・31
5-7 簡易型Ⅱの場合	・・・36
5-8 評価基準の留意点	・・・40
6 審査・ヒアリング	・・・43
7 その他の留意事項	・・・43
7-1 評価内容の履行の担保	・・・43
7-2 実施方針等及び評価テーマに係る設計変更	・・・43
7-3 技術提案等のペナルティについて	・・・44
7-4 技術提案等に関する機密の保持	・・・44
7-5 総合評価落札方式に係る事項の公表等	・・・44

新

令和 8 年 4 月

用語の定義

- 総合評価落札方式 : 価格と品質（予定技術者の経験及び能力、企業の能力等）を総合的に評価する入札方式
- 建設業関連業務 : 工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託業務
- 評価点 : 総合評価落札方式のタイプや個々の評価項目において、入札参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「評価点」という。
- 価格評価点 : 入札価格を一定のルールで点数化したもの。
- 技術評価点 : 価格以外の要素を点数化したもの。技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とする。
- 評価値 : 総合評価落札方式で落札者を決定するための数値であり、「価格評価点」と「技術評価点」を足し合わせた数値を「評価値」という。なお、「価格評価点」と「技術評価点」の比率については標準型では1:2、簡易型Ⅰ・Ⅱでは1:1とする。
- 技術提案等 : 総合評価落札方式の評価項目のうち、標準型で求める「評価テーマに対する技術提案」と標準型、簡易型Ⅰで求める「業務の実施方針等」を総称して「技術提案等」という。
- 技術提案 : 技術的な工夫の余地が比較的大きい標準型において、発注者が示す評価テーマに対し、業務を実現する上で有効な工夫等を「技術提案」という。この技術提案を「的確性」と「実現性」にて評価する。
- 業務の実施方針等 : 標準型及び簡易型Ⅰにおいて、当該業務を実施するうえの方針を「業務理解度」と「対応方針」にて評価する。
- 評価項目の確認形式 : 評価項目の確認形式には、「事前確認型」と「事後確認型」がある。
- 技術資料 : 総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料を「技術資料」という。
- 入札価格 : 本ガイドラインにおいては、入札参加者が入札時に提示する入札金額（税抜き）をいう。
- 知的財産 : 本ガイドラインにおいては、企業等が保有する技術上のノウハウ等をいう。

旧

令和 7 年 4 月

用語の定義

- 総合評価落札方式 : 価格と品質（予定技術者の経験及び能力、企業の能力等）を総合的に評価する入札方式
- 建設業関連業務 : 工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託業務
- 評価点 : 総合評価落札方式のタイプや個々の評価項目において、入札参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「評価点」という。
- 価格評価点 : 入札価格を一定のルールで点数化したもの。
- 技術評価点 : 価格以外の要素を点数化したもの。技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とする。
- 評価値 : 総合評価落札方式で落札者を決定するための数値であり、「価格評価点」と「技術評価点」を足し合わせた数値を「評価値」という。なお、「価格評価点」と「技術評価点」の比率については標準型では1:2、簡易型Ⅰ・Ⅱでは1:1とする。
- 技術提案等 : 総合評価落札方式の評価項目のうち、標準型で求める「評価テーマに対する技術提案」と標準型、簡易型Ⅰで求める「業務の実施方針等」を総称して「技術提案等」という。
- 技術提案 : 技術的な工夫の余地が比較的大きい標準型において、発注者が示す評価テーマに対し、業務を実現する上で有効な工夫等を「技術提案」という。この技術提案を「的確性」と「実現性」にて評価する。
- 業務の実施方針等 : 標準型及び簡易型Ⅰにおいて、当該業務を実施するうえの方針を「業務理解度」と「対応方針」にて評価する。
- 評価項目の確認形式 : 評価項目の確認形式には、「事前確認型」と「事後確認型」がある。
- 技術資料 : 総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料を「技術資料」という。
- 入札価格 : 本ガイドラインにおいては、入札参加者が入札時に提示する入札金額（税抜き）をいう。
- 知的財産 : 本ガイドラインにおいては、企業等が保有する技術上のノウハウ等をいう。

令和 8 年 4 月

令和 7 年 4 月

1 対象業務

本ガイドラインは、令和8年4月1日以降に公告する建設業関連業務における設計コンサルタント業務を対象とする。

2 総合評価落札方式選定の考え方

建設業関連業務の契約にあたっては、業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合(マニュアル等が整備され業務内容は確定している業務等)や緊急業務等の特別な理由がある場合を除き、総合評価落札方式の採用を検討すること。(図-1 総合評価落札方式の選定のイメージ及び図-2 総合評価落札方式の選定フロー図参照)

総合評価落札方式を採用する場合は、業務の内容に応じて2-1～2-3に掲げるいずれかのタイプを選定する。

総合評価落札方式のタイプ選定にあたっては、図-3 総合評価落札方式発注タイプ選定表によるものとする。

2-1 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地が大きいもの【総合評価落札方式(標準型)】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が大きく(難易度が高い業務)当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに対する技術提案を求めることによって、品質向上が期待できる業務を対象とする。

業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:2とする。

2-2 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地があるもの【総合評価落札方式(簡易型I)】

1 対象業務

本ガイドラインは、令和7年4月1日以降に公告する建設業関連業務における設計コンサルタント業務を対象とする。

2 総合評価落札方式選定の考え方

建設業関連業務の契約にあたっては、業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合(マニュアル等が整備され業務内容は確定している業務等)や緊急業務等の特別な理由がある場合を除き、総合評価落札方式の採用を検討すること。(図-1 総合評価落札方式の選定のイメージ及び図-2 総合評価落札方式の選定フロー図参照)

総合評価落札方式を採用する場合は、業務の内容に応じて2-1～2-3に掲げるいずれかのタイプを選定する。

総合評価落札方式のタイプ選定にあたっては、図-3 総合評価落札方式発注タイプ選定表によるものとする。

2-1 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地が大きいもの【総合評価落札方式(標準型)】(令和9年度以降実施予定)

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が大きく(難易度が高い業務)当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに対する技術提案を求めることによって、品質向上が期待できる業務を対象とする。

業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:2とする。

令和 8 年 4 月

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地があり(難易度が中位の業務)当該業務の実施方針を求めるが、評価テーマに対する技術提案を求める必要はない業務を対象とする。

当該業務の実施方針の提出を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

2-3 仕様を確定した後技術提案等を求めないタイプで、工夫の余地が比較的小さいもの【総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の資格、実績、成績等によって、価格の差異に比して事業の成果に差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が比較的小さく(難易度が低い業務)、当該業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案を求める必要がない業務を対象とする。ただし、概略・予備設計など難易度が中位または高い業務を除く。

入札者の資格、実績、成績等と価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

2-4 総合評価落札方式適用の意義

総合評価落札方式の適用により、必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミス未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の執行環境が整備されることも期待される。

令和 7 年 4 月

2-2 仕様を確定した後技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地があるもの【総合評価落札方式(簡易型Ⅰ)】(令和8年度以降実施予定)

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地があり(難易度が中位の業務)当該業務の実施方針を求めるが、評価テーマに対する技術提案を求める必要はない業務を対象とする。

当該業務の実施方針の提出を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。

価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

2-3 仕様を確定した後技術提案等を求めないタイプで、工夫の余地が比較的小さいもの【総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の資格、実績、成績等によって、価格の差異に比して事業の成果に差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が比較的小さく(難易度が低い業務)、当該業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案を求める必要がない業務を対象とする。ただし、概略・予備設計など難易度が中位または高い業務を除く。

入札者の資格、実績、成績等と価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

2-4 総合評価落札方式適用の意義

総合評価落札方式の適用により、必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミス未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされる。

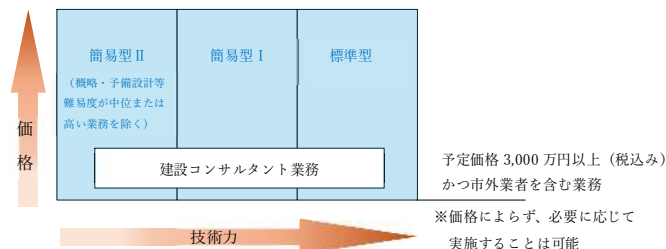
また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の執行環境が整備されることも期待される。

2-5 総合評価落札方式の実施方針

(1) 総合評価落札方式対象業務

建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務において、その単体の予定価格が 3,000 万円 (税込み) 以上かつ市外業者を含む業務は原則実施。なお、予定価格によらず、事前に業務の仕様を確定可能であるが、価格に加えて企業の実績、実施方針を総合的に評価することで、業務成果の品質に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務について、総合評価落札方式を採用できるものとする。



図一 総合評価落札方式の選定のイメージ

(2) 適用除外

総合評価落札方式対象業務であっても、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する業務は、総合評価落札方式を適用しない。

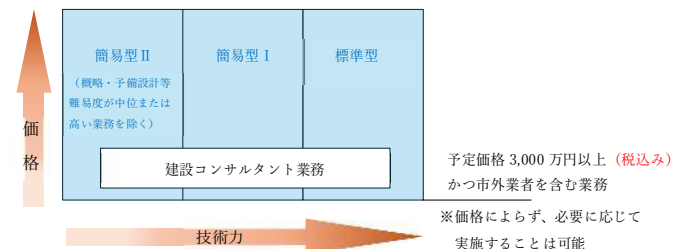
- (ア) 緊急な業務執行を要する場合等の特別な理由がある場合
例) 災害復旧に関する業務
- (イ) 技術的な工夫の余地が小さい場合 (例: 予定価格は 3,000 万円 (税込み) 以上だが、複数の施設をまとめて発注する業務等)
- (ウ) 各部会において、総合評価落札方式を適用することが不適当と認められた業務

2-5 総合評価落札方式の実施方針

(1) 総合評価落札方式対象業務

建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務において、その単体の予定価格が 3,000 万円 (税込み) 以上かつ市外業者を含む業務は原則実施。なお、予定価格によらず、事前に業務の仕様を確定可能であるが、価格に加えて企業の実績、実施方針を総合的に評価することで、業務成果の品質に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務について、総合評価落札方式を採用できるものとする。



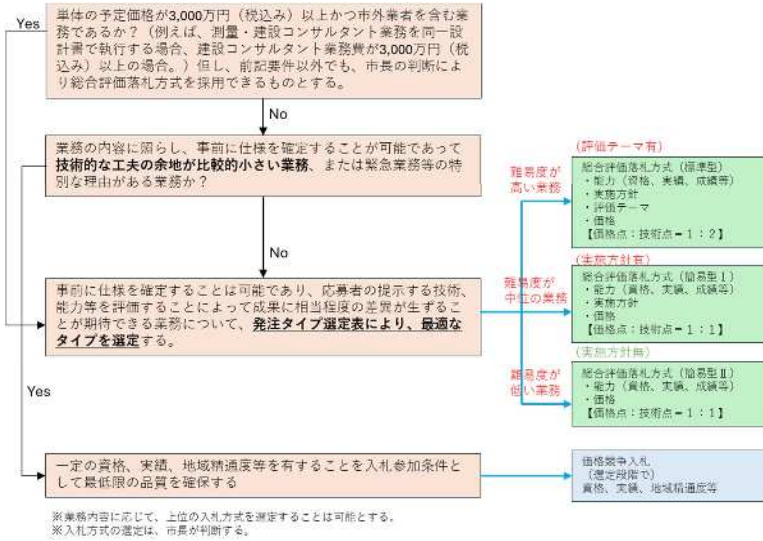
図一 総合評価落札方式の選定のイメージ

(2) 適用除外

総合評価落札方式対象業務であっても、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する業務は、総合評価落札方式を適用しない。

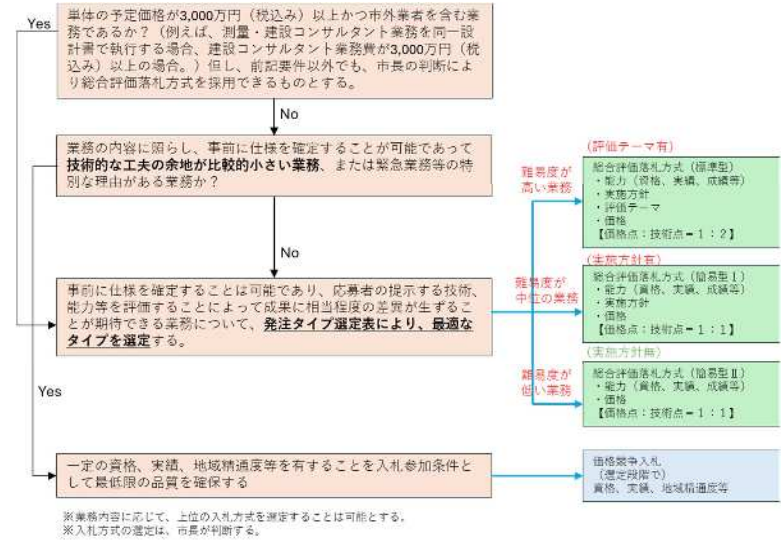
- (ア) 緊急な業務執行を要する場合等の特別な理由がある場合
例) 災害復旧に関する業務
- (イ) 技術的な工夫の余地が小さい場合 (例: 予定価格は 3,000 万円 (税込み) 以上だが、「〇〇線外 2 橋梁撤去設計業務委託」など複数の施設をまとめて発注する業務等)
- (ウ) 各部会において、総合評価落札方式を適用することが不適当と認められた業務

令和 8 年 4 月



図一 2 総合評価落札方式の型式選定フロー図

令和 7 年 4 月



図一 2 総合評価落札方式の選定フロー図

令和 8 年 4 月

総合評価落札方式を適用する業務は、下記一覧に記載のある4業種を自安とし、業務の規模や難易度等を総合的に勘案し、発注者の判断により決定するものとする。

～～～凡例～～～

●・・・原則適用

適用可・・・高度な技術力を要する業務に関しては、上位タイプを適用するものとする。

△・・・原則適用となっている業務内容において、上々の余地が比較的小さい業務の場合には、下位タイプを適用することが可能

知識・情報力・応用力

高度

Table with columns: 業種, 事業名, 業務内容, 総合評価落札方式のタイプ (簡易型II, 簡易型I, 標準型), and 備考. Rows include 共通, 道路事業, 河川事業 (海岸・砂防含む), 土木関係建設コンサルタント, 港湾 (漁港) 事業 (港湾海岸含む), 都市事業, 下水道事業, 地質調査, and 測量.

令和 7 年 4 月

総合評価落札方式 発注タイプ選定表

(凡例)

●・・・原則適用

適用可・・・原則適用タイプよりも上位に位置するタイプ

△・・・工事の余地が比較的小さい業務の場合には、適用することも可能

知識・情報力・応用力

高度

Table with columns: 業種, 事業名, 業務内容, 総合評価落札方式のタイプ (簡易型II, 簡易型I, 標準型), and 備考. Rows include 道路事業, 河川事業 (海岸・砂防含む), 港湾 (漁港) 事業 (港湾海岸含む), 都市事業, 下水道事業, and 【参考】農林土木事業.

令和7年度

図-3 総合評価落札方式発注タイプ選定表

令和8年4月

新	共通	特に象徴性、記念性、芸術性、獨創性又は創造性が求められるもの	△	●	適用可
		地域の景観又は歴史に対する特段の配慮を必要とするもの	△	●	適用可
		高度な専門知識又は技術的判断を必要とするもの	△	●	適用可
		上記以外の建築物・建築設備	●	●	適用可

令和8年度適用

※各設計における軽微な修正設計業務については、当一覧の業務には該当しないものとする。

図-3 総合評価落札方式発注タイプ選定表

3 総合評価落札方式による落札候補者の決定

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ① 入札価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の制限の範囲内にあるもの
- ② 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしているもの
- ③ 入札公告で定めた技術提案書等の資料を提出したもの

これらを満足するもののうち、3-1 評価値の算出方法で算出され評価値の最も高い者を落札候補者とする。評価値の算出方法は、市では技術競争を促進し、業務の確実性を実現する技術力を評価し加味するため、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価する加算方式を採用する。

3-1 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

* 評価値は、小数点以下2位(3位を四捨五入)とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やす。

* 評価値の最も高い者が2人以上ある場合には、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

なお、低入札の場合には、低入札価格調査により落札候補者をまず決定した後に、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

* 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、または低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、3 総合評価落札方式による落札候補者の決定の①、②、③のいずれの要件も満たす入札者のうち、落札者として決定されなかった者を除き評価値の最も高い者(以下、「次順位者」という。)を落札候補者と決定する。なお、次順位者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

* 技術評価点は、入札参加者が獲得した評価点により算定し、小数点以下3位(4位を四捨五入)とする。

令和7年4月

<下位タイプの適用について>

タイプ選定表で簡易型Ⅰが原則適用となっている業務内容において、工夫の余地が比較的小さく、業務の実施方針を求める必要がない業務の場合は、下位タイプの簡易型Ⅱを適用することができる。

3 総合評価落札方式による落札候補者の決定

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ① 入札価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の制限の範囲内にあるもの
- ② 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしているもの
- ③ 入札公告で定めた技術提案書等の資料を提出したもの

これらを満足するもののうち、3-1 評価値の算出方法で算出され評価値の最も高い者を落札候補者とする。評価値の算出方法は、市では技術競争を促進し、業務の確実性を実現する技術力を評価し加味するため、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価する加算方式を採用する。

3-1 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

* 評価値は、小数点以下2位(3位を四捨五入)とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やす。

* 評価値の最も高い者が2人以上ある場合には、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

なお、低入札の場合には、低入札価格調査により落札候補者をまず決定した後に、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

* 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、または低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、3 総合評価落札方式による落札候補者の決定の①、②、③のいずれの要件も満たす入札者のうち、落札者として決定されなかった者を除き評価値の最も高い者(以下、「次順位者」という。)を落札候補者と決定する。なお、次順位者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

* 技術評価点は、入札参加者が獲得した評価点により算定し、小数点以下2位(3位を四捨五入)とする。

3-2 価格評価

(1) 価格評価点の算定方法

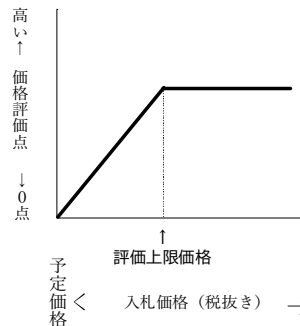
価格評価点は次式により算定し、小数点以下3位(4位を四捨五入)とする。

① 入札価格(税抜き) ≥ 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格(税抜き)} / \text{予定価格(税抜き)}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$

② 入札価格(税抜き) < 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格(税抜き)}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$



価格評価点の考え方

入札価格(税抜き)を0点とし、入札価格の減少に比例して増加するが、評価上限価格における評価を上限とし、これを下回る価格で入札した場合は入札価格に関わらず、価格評価点を一定とする。

(2) 評価上限価格

総合評価落札方式の標準型で実施する場合は、価格評価における評価点に上限を設けるため、評価上限価格を設定する。評価上限価格は、「静岡市建設業関連業務低入札価格調査要領」第3条に規定する調査基準価格の算定方法を準用して算定する。

なお、簡易型(I・II)で実施する場合は、「静岡市建設業関連業務最低制限価格制度実施要綱」第3条に規定する最低制限価格を評価上限価格として算定する。

(3) 技術評価に対する価格評価の割合

技術評価に対する価格評価の割合(α)の値を表-1 技術評価に対する価格評価の割合に示す。

3-2 価格評価

(1) 価格評価点の算定方法

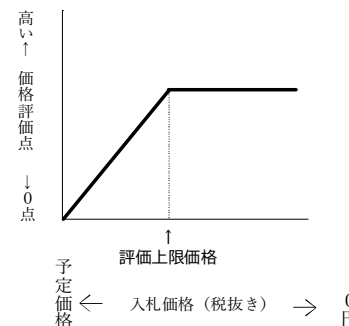
価格評価点は次式により算定し、小数点以下3位(4位を四捨五入)とする。

① 入札価格(税抜き) ≥ 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格(税抜き)} / \text{予定価格(税抜き)}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$

② 入札価格(税抜き) < 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格(税抜き)}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$



価格評価点の考え方

入札価格(税抜き)を0点とし、入札価格の減少に比例して増加するが、評価上限価格における評価を上限とし、これを下回る価格で入札した場合は入札価格に関わらず、価格評価点を一定とする。

(2) 評価上限価格

総合評価落札方式の標準型で実施する場合は、価格評価における評価点に上限を設けるため、評価上限価格を設定する。評価上限価格は、「静岡市建設業関連業務低入札価格調査要領」第3条に規定する調査基準価格の算定方法を準用して算定する。

なお、簡易型(I・II)で実施する場合は、「静岡市建設業関連業務最低制限価格制度実施要綱」第3条に規定する最低制限価格を評価上限価格として算定する。

(3) 技術評価に対する価格評価の割合

技術評価に対する価格評価の割合(α)の値を表-1 技術評価に対する価格評価の割合に示す。

表-1 技術評価に対する価格評価の割合

	標準型 (評価テーマあり)	簡易型 (I・II) (評価テーマなし)
技術評価に対する価格評価の割合 (α)	$\alpha = 0.5$	$\alpha = 1$

4 総合評価落札方式の実施手順

4-1 各タイプにおける基本的な手順

総合評価落札方式を実施する場合、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるときは学識経験者への意見聴取を行う。その際に併せて、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、「静岡市建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱」(以下「実施要綱」という。))に基づき、総合評価落札方式で発注する業務の実施手順については、当ガイドラインによるものとする。

総合評価の基本的な実施手順について、図-4 総合評価落札方式における基本的な手順に示す。

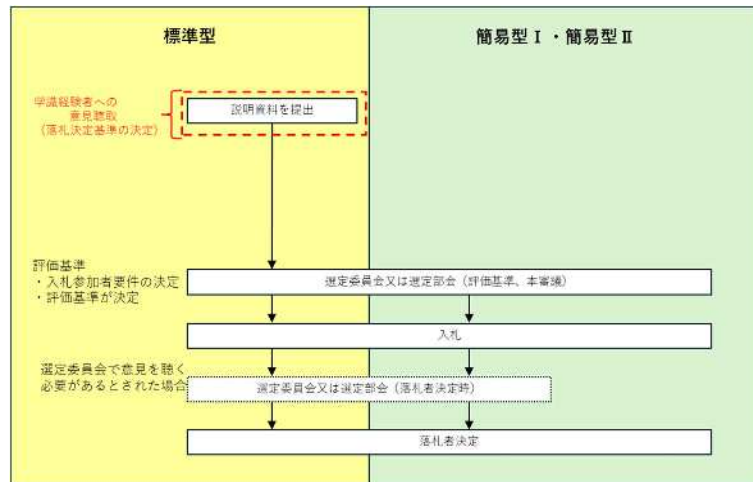


図-4 総合評価落札方式における基本的な手順

表-1 技術評価に対する価格評価の割合

	標準型 (評価テーマあり)	簡易型 (I・II) (評価テーマなし)
技術評価に対する価格評価の割合 (α)	$\alpha = 0.5$	$\alpha = 1$

4 総合評価落札方式の実施手順

4-1 各タイプにおける基本的な手順

総合評価落札方式を実施する場合、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるときは学識経験者への意見聴取を行う。その際に併せて、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、「静岡市建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱」(以下「実施要綱」という。))に基づき、総合評価落札方式で発注する業務の実施手順については、当ガイドラインによるものとする。

総合評価の基本的な実施手順について、図-4 総合評価落札方式における基本的な手順に示す。

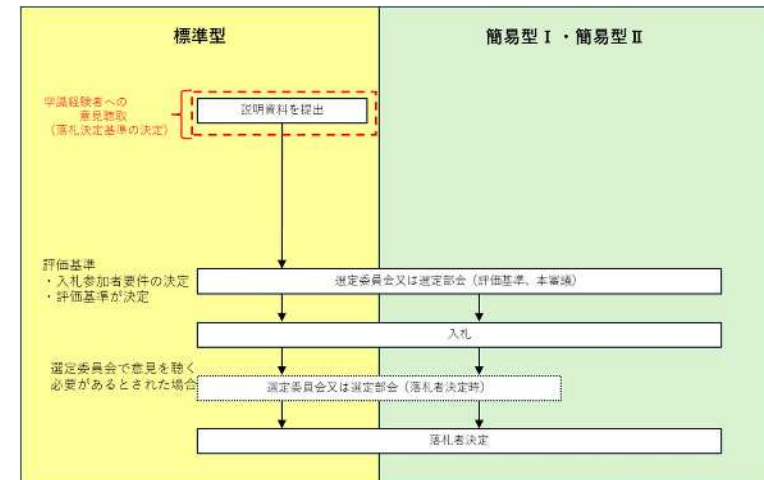


図-4 総合評価落札方式における基本的な手順

令和 8 年 4 月

4-2 定型文

評価項目の予定技術者の経験及び能力における同種・類似業務の設定の一部において、学識経験者へ意見聴取した設定内容を定型文として事前に定め、これを活用した簡易型Ⅰ、Ⅱの案件については、選定委員会または選定部会での意見聴取の対象外とする。

定型文を使用していない案件及び標準型については、同種・類似業務の設定内容について、選定委員会または選定部会での意見聴取の対象とする。なお、選定委員会または選定部会での意見聴取案件については、選定委員会又は選定部会(事前審議)の2か月前までに技術政策課へ案件を報告すること。

4-3 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価落札方式の実施にあたり、地方自治法施行令及び施行規則の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) (1)の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき

意見聴取にあたっては、複数の学識経験者と行政委員(市職員)に意見聴取を行うものとする。

なお、意見聴取では、総合評価落札方式の実施方針及び標準型、定型文を使用していない案件の審議等を行う。

4-4 事前確認型と事後確認型

総合評価落札方式を実施する場合、実績等の詳細な確認について、入札後に行う事後確認型を採用できるものとする。

(1) 事前確認型

入札前に全ての技術資料*の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事前確認型とする。

※技術資料:総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料を「技術資料」という。

令和 7 年 4 月

4-2 定型文

評価項目の予定技術者の経験及び能力における同種・類似業務の設定の一部において、学識経験者へ意見聴取した設定内容を定型文として事前に定め、これを活用した簡易型Ⅰ、Ⅱの案件については、選定委員会または選定部会での意見聴取の対象外とする。

定型文を使用していない案件及び標準型については、同種・類似業務の設定内容について、選定委員会または選定部会での意見聴取の対象とする。なお、選定委員会または選定部会での意見聴取案件については、選定委員会又は選定部会(事前審議)の2か月前までに技術政策課へ案件を報告すること。

4-3 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価落札方式の実施にあたり、地方自治法施行令及び施行規則の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) (1)の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき

意見聴取にあたっては、複数の学識経験者と行政委員(市職員)に意見聴取を行うものとする。

なお、意見聴取では、総合評価落札方式の実施方針及び標準型、定型文を使用していない案件の審議等を行う。

4-4 事前確認型と事後確認型

総合評価落札方式を実施する場合、実績等の詳細な確認について、入札後に行う事後確認型を採用できるものとする。

(1) 事前確認型

入札前に全ての技術資料*の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事前確認型とする。

※技術資料:総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料を「技術資料」という。

令和 8 年 4 月

(2) 事後確認型

入札前に根拠書類以外の技術資料の提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後、落札候補者のみに対して根拠書類の提出を求めて評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事後確認型とする。

4-5 総合評価の手順

総合評価落札方式では「評価項目」の根拠書類の詳細な確認時期に加え、「入札参加資格」の詳細な確認を行う時期により、手順を組合せて実施ができる。

入札参加資格については、入札参加者全ての詳細な確認を入札前に行う「入札前審査」と落札候補者のみを対象として入札後に行う「入札後審査」がある。

「事前確認型」は、入札前の詳細確認を、入札参加者全てに対して行うため事務量が大きな負担となってしまうが、低入札でなければ、おおむね入札日に落札者が確定する。

一方、「事後確認型」は、入札後に落札候補者のみを対象として詳細確認を行うため、事務量は軽減されるが、詳細確認により落札候補者でないとされた場合は次順位者に対して同様の詳細確認を行う可能性がある。

5 評価項目・評価基準

5-1 評価項目と配点等

「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とし、各項目の配点を表-2 評価項目ごとの配点比率及び表-3 評価項目ごとの配点に示す。評価項目は、標準型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ）のそれぞれに示す項目を選定することを原則とする。

また、特定調達(WTO)案件の評価項目は、技術提案のみとする。

表-2 評価項目ごとの配点比率

タイプ	標準型		簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
評価テーマ数	2項目	1項目	なし	なし
①予定技術者の経験及び能力	25%	約 33%	50%	100%
②企業の能力等				
③業務の実施方針等	25%	約 33%	50%	—
④評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	25%	約 33%	—
	評価テーマ2	25%	—	—
計	100%	100%	100%	100%

令和 7 年 4 月

(2) 事後確認型

入札前に根拠書類以外の技術資料の提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後、落札候補者のみに対して根拠書類の提出を求めて評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事後確認型とする。

4-5 総合評価の手順

総合評価落札方式では「評価項目」の根拠書類の詳細な確認時期に加え、「入札参加資格」の詳細な確認を行う時期により、手順を組合せて実施ができる。

入札参加資格については、入札参加者全ての詳細な確認を入札前に行う「入札前審査」と落札候補者のみを対象として入札後に行う「入札後審査」がある。

「事前確認型」は、入札前の詳細確認を、入札参加者全てに対して行うため事務量が大きな負担となってしまうが、低入札でなければ、おおむね入札日に落札者が確定する。

一方、「事後確認型」は、入札後に落札候補者のみを対象として詳細確認を行うため、事務量は軽減されるが、詳細確認により落札候補者でないとされた場合は次順位者に対して同様の詳細確認を行う可能性がある。

5 評価項目・評価基準

5-1 評価項目と配点等

「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とし、各項目の配点を表-2 評価項目ごとの配点比率及び表-3 評価項目ごとの配点に示す。評価項目は、標準型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ）のそれぞれに示す項目を選定することを原則とする。

また、特定調達(WTO)案件の評価項目は、技術提案のみとする。

表-2 評価項目ごとの配点比率

タイプ	標準型		簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
評価テーマ数	2項目	1項目	なし	なし
①予定技術者の経験及び能力	25%	約 33%	50%	100%
②企業の能力等				
③業務の実施方針等	25%	約 33%	50%	—
④評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	25%	約 33%	—
	評価テーマ2	25%	—	—
計	100%	100%	100%	100%

新

令和8年4月

表-3 評価項目ごとの配点

タイプ		標準型				簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ					
評価テーマ数		2項目		1項目		なし		なし					
評価項目		配点				配点							
		適用	管理	担当	照査	適用	管理	担当	照査	適用	管理		
①予定技術者の経験及び能力	技術者資格	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4		
	業務経験	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4		
	CPD	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2		
	当該地域の業務経験	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2		
	手持ち業務量	○	2	4	2	○	2	4	2	○	4		
	技術者小計		14	10	8		14	10	8		16		
	小計		32(24)				32(24)				32(24)		
換算後の評価点小計(注1)			36(28)			36(28)		36(28)		18			
②企業の能力等	業務成績	○	6(6)		○	6(6)		○	6(6)		○	6	
	優良業務委託表彰	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	0	
	ISOの取組	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	地理的条件	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	災害協定	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	地域貢献活動	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	雇用実績	○	1(1)		○	1(1)		○	1(1)		○	0.5	
	小計		15~17(15~17)			15~17(15~17)		15~17(15~17)		10.5			
換算後の評価点小計(注2)			14(12)			14(12)		14(12)		7			
小計(①+②)			50(40)			50(40)		50(40)		25			
③業務の実施方針等	業務理解度	○	20(16)		○	20(16)		○	20(16)		-	-	
	対応方針	○	30(24)		○	30(24)		○	30(24)		-	-	
	小計(③)		50(40)			50(40)		50(40)		-			
④評価テーマに対する技術提案	テーマ1	評価	的確性	○	25(20)		○	25(20)		-	-	-	-
		実現性	○	25(20)		○	25(20)		-	-	-	-	
	テーマ2	的確性	○	25(20)		-	-	-	-	-	-	-	
		実現性	○	25(20)		-	-	-	-	-	-	-	
小計(④)			100(80)			50(40)		-		-			
技術評価配点合計			200(160)			150(120)		100(80)		25			

適用欄:「○」必須、「-」該当なし

旧

令和7年4月

表-3 評価項目ごとの配点

タイプ		標準型				簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ					
評価テーマ数		2項目		1項目		なし		なし					
評価項目		配点				配点							
		適用	管理	担当	照査	適用	管理	担当	照査	適用	管理		
①予定技術者の経験及び能力	技術者資格	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4		
	業務経験	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4		
	CPD	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2		
	当該地域の業務経験	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2		
	手持ち業務量	○	2	4	2	○	2	4	2	○	4		
	技術者小計		14	10	8		14	10	8		16		
	小計		32(24)				32(24)				32(24)		
換算後の評価点小計(注1)			36(28)			36(28)		36(28)		18			
②企業の能力等	業務成績	○	6(6)		○	6(6)		○	6(6)		○	3	
	優良業務委託表彰	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	ISOの取組	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	地理的条件	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	災害協定	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	地域貢献活動	○	2(2)		○	2(2)		○	2(2)		○	1	
	雇用実績	○	1(1)		○	1(1)		○	1(1)		○	0.5	
	小計		15~17(15~17)			15~17(15~17)		15~17(15~17)		7.5~8.5			
換算後の評価点小計(注2)			14(12)			14(12)		14(12)		7			
小計(①+②)			50(40)			50(40)		50(40)		25			
③業務の実施方針等	業務理解度	○	20(16)		○	20(16)		○	20(16)		-	-	
	対応方針	○	30(24)		○	30(24)		○	30(24)		-	-	
	小計(③)		50(40)			50(40)		50(40)		-			
④評価テーマに対する技術提案	テーマ1	評価	的確性	○	25(20)		○	25(20)		-	-	-	-
		実現性	○	25(20)		○	25(20)		-	-	-	-	
	テーマ2	的確性	○	25(20)		-	-	-	-	-	-	-	
		実現性	○	25(20)		-	-	-	-	-	-	-	
小計(④)			100(80)			50(40)		-		-			
技術評価配点合計			200(160)			150(120)		100(80)		25			

適用欄:「○」必須、「-」該当なし

令和 8 年 4 月

注1:()は照査技術者を配置しない場合

注2:評価項目ごとの配点比率を確保するため、照査技術者を配置しない場合は、評価点を以下の2パターンのとおり換算する。

【パターン1】標準型又は簡易型 I において、照査技術者を配置する場合

「① 予定技術者の経験及び能力」小計×(36÷32)=36 点満点

「② 企業の能力等」小計×(14÷17)=14 点満点

【パターン2】標準型又は簡易型 I において、照査技術者を配置しない場合

「① 予定技術者の経験及び能力」小計×(28÷24)=28 点満点

「② 企業の能力等」小計×(12÷17)=12 点満点

5-2 評価項目及び評価基準

「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた評価項目、評価基準を、各タイプや照査技術者の配置の有無ごとに5-3~5-7に示す。評価項目、評価基準は、技術提案型、簡易型(I・II)のそれぞれに示すものを原則とする。

ただし、評価項目、評価基準については、業務内容に応じて適宜設定を変更することができるが、その場合は入札参加者間で適正な評価となるよう「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取を実施し、設定するものとする。

令和 7 年 4 月

注1:()は照査技術者を配置しない場合

注2:評価項目ごとの配点比率を確保するため、照査技術者を配置しない場合は、評価点を以下の2パターンのとおり換算する。

【パターン1】標準型又は簡易型 I において、照査技術者を配置する場合

「① 予定技術者の経験及び能力」小計×(36÷32)=36 点満点

「② 企業の能力等」小計×(14÷17)=14 点満点

【パターン2】標準型又は簡易型 I において、照査技術者を配置しない場合

「① 予定技術者の経験及び能力」小計×(28÷24)=28 点満点

「② 企業の能力等」小計×(12÷17)=12 点満点

5-2 評価項目及び評価基準

「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた評価項目、評価基準を、各タイプや照査技術者の配置の有無ごとに5-3~5-7に示す。評価項目、評価基準は、技術提案型、簡易型(I・II)のそれぞれに示すものを原則とする。

ただし、評価項目、評価基準については、業務内容に応じて適宜設定を変更することができるが、その場合は入札参加者間で適正な評価となるよう「実施要綱」に基づき、学識経験者に意見聴取を実施し、設定するものとする。

5-3 標準型、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(36点)【注1】

	評価項目		素点(32点)				
			管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	照査技術者		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	業務経験	平成28年4月1日から公告の日まで	同種業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点	① 2点 ② 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD(CPDS)	令和7年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
			令和3年4月1日から公告の日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 ① 業務場所と同一の行政区における業務経験あり ② 市内における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	公告日	契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点
			専任性				

5-3 標準型、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(36点)【注1】

	評価項目		素点(32点)				
			管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	照査技術者		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	業務経験	平成27年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD(CPDS)	令和6年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
			令和2年4月1日から技術資料提出日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 なお、△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点

新

令和 8 年 4 月

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験および能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
 - ※2 配置予定技術者の同種業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
 - ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和7年4月1日から令和8年3月 31 日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
 - ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設業関連業務または民間企業が発注した業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和3年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
 - ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、6件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。
- 注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。
- また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

旧

令和 7 年 4 月

専任性	手持ち業務量	公告日	契約金額 500 万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。	① 2 点	① 4 点	① 2 点
		① 手持ち業務の件数が0~1件	② 2 点	② 2 点	② 2 点	
		② 手持ち業務の件数が2件	③ 1 点	③ 0 点	③ 1 点	
		③ 手持ち業務の件数が3~4件	④ 0 点	④ 0 点	④ 0 点	
		④ 上記以外				

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験および能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、5-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。なお、建築分野における技術者資格については、別途定める。
 - ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成27年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
 - ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和7年3月 31 日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
 - ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設業関連業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。①は、行政区、②は市内とする。
 - ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。
- 注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。
- また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評

令和8年4月

②企業の能力(14点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の能力等	確実性	令和7年度から 令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	※6 ① 6点 ② 3点 ③ 0点
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	ISOの取組	令和8年 3月31日 時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
企業の能力等	地理的条件	公告日	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本店を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
		令和6年度以降 公告の日まで	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	地域貢献活動	令和7年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/15を乗じて14点満点とする。

令和7年4月

係点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

②企業の能力(14点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の能力等	確実性	令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	※6 ① 6点 ② 3点 ③ 0点
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	ISOの取組	令和7年 3月31日 時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	企業の能力等	地理的条件	制限なし	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本店を有する。 ② 上記以外
(活動実績) 令和5年度以 降公告の日ま で (災害協定) 令和6年度			静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
地域貢献活動		令和6年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点

新

令和 8 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、2か年の平均とするため、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(3点)の運用とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定又は発注部局と締結した協定を対象とする。企業の災害協定における活動実績は、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度以降公告の日までの活動実績とする。
- ※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

旧

令和 7 年 4 月

	雇用実績	令和6年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点
--	------	-------	--	--------------

- 【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/15を乗じて14点満点とする。
- ※6 企業の業務成績については、令和7年度は基礎点(3点)とする。
 - ※7 優良業務委託表彰については、令和7年度及び令和8年度は基礎点(0点)とする。
 - ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
 - ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定を対象とし、令和6年度に協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和5年度以降公告の日までとし、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度までに業務が完了した活動実績(建設業関連業務)を評価する。
 - ※10 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
 - ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
 - ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和6年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

令和8年4月

③実施方針等(50点)

	評価項目		素点(50点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	20点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案(100点)

	評価項目		素点(100点)
	評価基準		
評価テーマ	評価テーマ1	的確性 地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	25点
		実現性 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	25点
	評価テーマ2	的確性 地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	25点
		実現性 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	25点

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は50点

令和7年4月

③実施方針等(50点)

	評価項目		素点(50点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	20点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案(100点)

	評価項目		素点(100点)
	評価基準		
評価テーマ	評価テーマ1	的確性 地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	25点
		実現性 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	25点
	評価テーマ2	的確性 地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	25点
		実現性 提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	25点

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は50点

新

令和 8 年 4 月

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200 \text{ 点}) \times 0.5$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200 \text{ 点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は150点

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

旧

令和 7 年 4 月

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200 \text{ 点}) \times 0.5$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200 \text{ 点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は150点

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

令和8年4月

6-4 標準型、照査技術者なしの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(28点)【注1】

		評価項目		素点(24点)		
		評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ① 技術士(〇〇部門-〇〇) ② RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	業務経験	平成28年4月1日から公告の日まで	同種業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点
	業務経験等	CPD(CPDS)	令和7年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	令和3年4月1日から公告の日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 ① 施行場所と同一の行政区における業務経験あり ② 市内における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
専任性	専任性	手持ち業務量	公告日	契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする

令和7年4月

5-4 標準型、照査技術者なしの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(28点)【注1】

		評価項目		素点(24点)		
		評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ① 技術士(〇〇部門-〇〇) ② RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	業務経験	平成27年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	CPD(CPDS)	令和6年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	令和2年4月1日から技術資料提出日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 なお、△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
専任性	専任性	手持ち業務量	公告日	契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする

令和8年4月

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設業関連業務または民間企業が発注した業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和3年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、6件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

令和7年4月

満点とする

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、5-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。なお、建築分野における技術者資格については、別途定める。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成27年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設業関連業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。①は、行政区、②は市内とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

令和8年4月

②企業の能力(12点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)		
		評価対象 期間	評価基準			
企業 の 能力 等	確実性	業務成績	令和7年度から 令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点 (※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
			優良業務委託	令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰 の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点
			ISOの取組	令和8年3月31 日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8) を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
企業 の 能力 等	地域貢献等	地理的条件	公告日	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に 係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を 下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
企業 の 能力 等	地域貢献等	災害協定	令和6年度以降 公告の日まで	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定 (※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	
			地域貢献活動	令和7年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下 記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点
			雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価す る。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/17を乗じて12点満点とする。

令和7年4月

②企業の能力(12点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)		
		評価対象 期間	評価基準			
企業 の 能力 等	確実性	業務成績	令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点 (※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
			優良業務委託	令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰 の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点
			ISOの取組	令和7年3月31 日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8) を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
企業 の 能力 等	地域貢献等	地理的条件	制限なし	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に 係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を 下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
企業 の 能力 等	地域貢献等	災害協定	(活動実績) 令和5年度以降 公告の日まで (災害協定) 令和6年度	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定 (※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	
			地域貢献活動	令和6年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下 記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
			雇用実績	令和6年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価す る。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/17を乗じて12点満点とする。

※6 企業の業務成績については、令和7年度は基礎点(3点)とする。

※7 優良業務委託表彰については、令和7年度及び令和8年度は基礎点(0点)とする。

新

令和 8 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、2か年の平均とするため、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(3点)の運用とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定又は発注部局と締結した協定を対象とする。企業の災害協定における活動実績は、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度以降公告の日までの活動実績とする。
- ※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

旧

令和 7 年 4 月

- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定を対象とし、令和6年度に協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和5年度以降公告の日までとし、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度までに業務が完了した活動実績(建設業関連業務)を評価する。
- ※10 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和6年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

令和8年4月

③実施方針等(40点)

	評価項目		素点(40点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案(80点)

	評価項目		素点(80点)	
	評価基準			
評価テーマ	評価テーマ1	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は40点

令和7年4月

③実施方針等(40点)

	評価項目		素点(40点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案(80点)

	評価項目		素点(80点)	
	評価基準			
評価テーマ	評価テーマ1	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は40点

新

令和8年4月

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は120点

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

旧

令和7年4月

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は120点

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

令和8年4月

5-5 簡易型I、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

①予定技術者の経験及び能力(36点)【注1】

	評価項目		素点(32点)		
	評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。 【建設コンサルタント】 ① 技術士(〇〇部門-〇〇) ② RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	平成28年4月1日から公告の日まで 同種業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点	① 2点 ② 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等 CPD(CPDS)	令和7年度 【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力 当該地域の業務経験	令和3年4月1日から公告の日まで 当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 ① 施行場所と同一の行政区における業務経験あり ② 市内における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	専任性 手持ち業務量	公告日 契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

令和7年4月

5-5 簡易型I、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

①予定技術者の経験及び能力(36点)【注1】

	評価項目		素点(32点)		
	評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。 【建設コンサルタント】 ① 技術士(〇〇部門-〇〇) ② RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	平成27年4月1日から技術資料提出日まで 同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等 CPD(CPDS)	令和6年度 【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力 当該地域の業務経験	令和2年4月1日から技術資料提出日まで 当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 なお、△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	専任性 手持ち業務量	公告日 契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点

令和8年4月

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設関連業務または民間企業が発注した業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和3年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、6件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

令和7年4月

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、5-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。なお、建築分野における技術者資格については、別途定める。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成27年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。①は、行政区②は市内とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

令和8年4月

②企業の能力(14点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)		
		評価対象 期間	評価基準			
企業の能力等	確実性	業務成績	令和7年度から 令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
			令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
		ISOの取組	令和8年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
企業の能力等	地域貢献等	地理的条件	公告日	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 市内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
			災害協定	令和6年度以降 公告の日まで	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
			地域貢献活動	令和7年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点
			雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/17を乗じて14点満点とする。

令和7年4月

②企業の能力(14点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)		
		評価対象 期間	評価基準			
企業の能力等	確実性	業務成績	令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
			令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
		ISOの取組	令和7年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
企業の能力等	地域貢献等	地理的条件	制限なし	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 市内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
			災害協定	(活動実績) 令和5年度以降 公告の日まで (災害協定) 令和6年度	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
			地域貢献活動	令和6年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点
			雇用実績	令和6年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/17を乗じて14点満点とする。

※6 企業の業務成績については、令和7年度は基礎点(3点)とする。

令和 8 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、2か年の平均とするため、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(3点)の運用とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定又は発注部局と締結した協定を対象とする。企業の災害協定における活動実績は、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度以降公告の日までの活動実績とする。
- ※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

③実施方針等(50点)

	評価項目		素点(50点)
	評価基準		
業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	20点
対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

令和 7 年 4 月

- ※7 優良業務委託表彰については、令和7年度及び令和8年度は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定を対象とし、令和6年度に協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和5年度以降公告の日までとし、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度までに業務が完了した活動実績(建設業関連業務)を評価する。
- ※10 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和6年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

③実施方針等(50点)

	評価項目		素点(50点)	
	評価基準			
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	20点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

新

令和8年4月

(2) 価格評価

	評価項目	評価基準	価格評価点
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{点}) \times 1$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{点}) \times 1$

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

旧

令和7年4月

(2) 価格評価

	評価項目	評価基準	価格評価点
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{点}) \times 1$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{点}) \times 1$

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

6-6 簡易型 I、照査技術者なしの場合

(1)技術評価

①予定技術者の経験及び能力(28点)【注1】

		評価項目		素点(24点)	
		評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	平成28年4月1日から公告の日まで	同種業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等 CPD(CPDS)	令和7年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	令和3年4月1日から公告の日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 ① 施行場所と同一の行政区における業務経験あり ② 市内における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ②0.5点 ③ 0点

5-6 簡易型 I、照査技術者なしの場合

(1)技術評価

①予定技術者の経験及び能力(28点)【注1】

		評価項目		素点(24点)	
		評価対象期間	評価基準	管理技術者(主任技術者)	担当技術者(業務代理人)
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	平成27年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
予定技術者の経験及び能力	業務経験等 CPD(CPDS)	令和6年度	【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	令和2年4月1日から技術資料提出日まで	当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 なお、△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ②0.5点 ③ 0点

新

令和 8 年 4 月

専任性	手 持 ち 業 務 量	公告日	契約金額 500 万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。	① 2 点	① 4 点
			① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外	② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点	② 2 点 ③ 0 点 ④ 0 点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設業関連業務または民間企業が発注した業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和3年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、6件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。
- 注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。
また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

旧

令和 7 年 4 月

専任性	手 持 ち 業 務 量	公告日	契約金額 500 万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。	① 2 点	① 4 点
			① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外	② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点	② 2 点 ③ 0 点 ④ 0 点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、5-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。なお、建築分野における技術者資格については、別途定める。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成27年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設業関連業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。①は、行政区、②は市内とする。
- ※5 配置予定技術者の市の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者(主任技術者)と担当技術者(業務代理人)を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者(主任技術者)としての評価を行ない、担当技術者(業務代理人)としては評価しないものとする。
また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

令和8年4月

②企業の能力(12点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)	
		評価対象 期間	評価基準		
企業の能力等	確実性	令和7年度から 令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
		令和7年3月31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
	地域貢献等	地理的条件	公告日	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本社本店を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
企業の能力等	地域貢献等	災害協定	令和6年度以降 公告の日まで	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地域貢献活動	令和7年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点
		雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/17を乗じて12点満点とする。

令和7年4月

②企業の能力(12点)【注2】

		評価項目		素点 (17点)	
		評価対象 期間	評価基準		
企業の能力等	確実性	令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点	
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
		ISOの取組	令和6年3月31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	地域貢献等	地理的条件	制限なし	本社又は営業所等(静岡市建設業関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている)の有無を下記の順位で評価する。 ① 静岡市内に本社本店を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
企業の能力等	地域貢献等	災害協定	(活動実績) 令和5年度以降 公告の日まで (災害協定) 令和6年度	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地域貢献活動	令和6年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 2点 ② 0点

新

令和 8 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、2か年の平均とするため、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(3点)の運用とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定又は発注部局と締結した協定を対象とする。企業の災害協定における活動実績は、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度以降公告の日までの活動実績とする。
- ※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

旧

令和 7 年 4 月

	雇用実績	令和6年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点
--	------	-------	--	--------------

- 【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/17を乗じて12点満点とする。
- ※6 企業の業務成績については、令和7年度は基礎点(3点)とする。
 - ※7 優良業務委託表彰については、令和7年度及び令和8年度は基礎点(0点)とする。
 - ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
 - ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定を対象とし、令和6年度に協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和5年度以降公告の日までとし、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度までに業務が完了した活動実績(建設業関連業務)を評価する。
 - ※10 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
 - ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
 - ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和6年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

令和 8 年 4 月

③実施方針等(40点)

	評価項目		素点(40点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{点}) \times 1$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{点}) \times 1$

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

令和 7 年 4 月

③実施方針等(40点)

	評価項目		素点(40点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合(その他発注者が認める重要事項の記載を含む)に優位に評価する。	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{点}) \times 1$
		入札価格 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{点}) \times 1$

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

令和8年4月

6-7 簡易型Ⅱの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(18点)【注1】

	評価項目		素点 (16点)
	評価対象 期間	評価基準	
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
	業務経験等 CPD(CPDS)	平成28年4月1日から公告の日まで 同種業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 上記以外	① 4点 ② 0点
		令和7年度 【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
予定技術者の経験及び能力	情報収集力 当該地域の業務経験	令和3年4月1日から公告の日まで 当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 ① 業務場所と同一の行政区における業務経験あり ② 市内における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	専任性 手持ち業務量	公告日 契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 4点 ② 4点 ③ 2点 ④ 0点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に18/16を乗じて18点満点とする。

令和7年4月

5-7 簡易型Ⅱの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力(18点)【注1】

	評価項目		素点 (16点)
	評価対象 期間	評価基準	
予定技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント】 ①技術士(〇〇部門-〇〇) ②RCCM(〇〇部門) ③上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
	業務経験等 CPD(CPDS)	平成27年4月1日から技術資料提出日まで 同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
		令和6年度 【建設コンサルタント】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 ① 前年度1年間のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
予定技術者の経験及び能力	情報収集力 当該地域の業務経験	令和2年4月1日から技術資料提出日まで 当該地域における業務経験(※4)の有無について下記の順位で評価する。 なお△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	専任性 手持ち業務量	公告日 契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している全ての手持ち業務件数(※5)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 4点 ② 4点 ③ 2点 ④ 0点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に18/16を乗じて18点満点とする。

新

令和8年4月

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設業関連業務または民間企業が発注した業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和3年4月1日から公告の日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本市以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、6件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

旧

令和7年4月

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、5-8 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-4 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。なお、建築分野における技術者資格については、別途定める。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成27年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設業関連業務において、管理技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。①は、行政区、②は市内とする。
- ※5 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

令和8年4月

②企業の能力(7点)【注2】

		評価項目		素点 (8.0点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の能力等 確実性	業務成績	令和7年度から 令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 3点 ② 1.5点 ③ 0点
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		令和8年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 1点 ② 0点
企業の能力等 地域貢献等	地理的条件	公告日	静岡市内に本社がある場合に評価する。 ① 静岡市内に本社本店を有する。 ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		令和6年度以 降公告の日ま で	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
		令和7年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 0.5点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に7/8.0を乗じて7点満点とする。

令和7年4月

②企業の能力(7点)【注2】

		評価項目		配点 (8.0点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の能力等 確実性	業務成績	令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※6)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 79点以上81点未満 ③ 79点未満	① 3点 ② 1.5点 ③ 0点
		令和8年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※7)を下記の順位で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		令和7年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※8)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 1点 ② 0点
企業の能力等 地域貢献等	地理的条件	期間について の制限なし	静岡市内に本社がある場合に評価する。 ① 静岡市内に本社本店を有する。 ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		(活動実績) 令和5年度以 降公告の日ま で (災害協定) 令和6年度	静岡市との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※9)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
		令和6年度	静岡市内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※10) ③ 上記以外	② 0.5点 ③ 0点
		令和6年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 0.5点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に7/8.0を乗じて7点満点とする。

令和 8 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、2か年の平均とするため、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(3点)の運用とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、実績が累積されるまでの期間(令和8年度)は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定又は発注部局と締結した協定を対象とする。企業の災害協定における活動実績は、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度以降公告の日までの活動実績とする。
- ※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは自治会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

(2) 価格評価

入札価格	評価項目		価格評価点
	評価基準		
経済性	入札価格	≥評価上限価格	(1-入札価格/予定価格) × 技術評価配点合計(25点) × 1
	入札価格		

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

令和 7 年 4 月

- ※6 企業の業務成績については、令和7年度は基礎点(3点)とする。
- ※7 優良業務委託表彰については、令和7年度及び令和8年度は基礎点(0点)とする。
- ※8 企業のISOの取組状況は、公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※9 「災害協定の締結あり」とは、本市との協定を対象とし、令和6年度に協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和5年度以降公告の日までとし、災害協定の締結がある場合に、静岡市が災害協定による業務実施要請を行い、令和6年度までに業務が完了した活動実績(建設業関連業務)を評価する。
- ※10 【企業の活動実績】令和6年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡市内の公共土木施設(※11)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
[根拠書類]
行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※11 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園
- ※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和6年度の雇用とする。
雇用実績は、市内居住者(雇用後に市内居住者となったものを含む)を新規雇用し、申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
雇用を証明する根拠書類として、保険者(国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」の写し又は雇用主が発行する「雇用証明書」を添付すること。
なお、記載住所は住民票と同じ住所とする。

(2) 価格評価

入札価格	経済性	評価項目	価格評価点
		評価基準	
入札価格		入札価格	(1-入札価格/予定価格) × 技術評価配点合計(25点) × 1
		入札価格	

※ 入札価格、予定価格、評価上限価格は税抜き

6-8 評価基準の留意点

(1) 技術者資格

配置予定技術者の保有資格は、発注する業務の内容に応じて、表-4 技術者資格設定の目安に示す資格を参考に設定する。発注業務の種類の下線太字の資格を基本とし、業務内容により、同等の資格としてそのほかの資格を必要とする場合は、下線太字の資格に加え、同じ業務の種類の下線太字以外の資格を設定できるものとする。建築分野は別途定める。

表-4 技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※1 (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※1 (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野の業務	技術士建設部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(建設-〇〇) 等	国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野 〇〇業務) RCCM(〇〇部門)※2 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1 級)※2等
農業土木関係 分野の業務※4	技術士農業部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(農業-〇〇) 等	RCCM(農業土木部門) 農業土木技術管理士 等
森林土木関係 分野の業務※4	技術士森林部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(森林-〇〇) 等	RCCM(森林土木部門) 等
コンクリート構造 物の維持・修繕 業務	技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及 びコンクリート) 等	国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野 〇〇業務) RCCM(鋼構造及びコンクリート部門) ※2 コンクリート診断士※2 等
鋼構造物の維 持・修繕業務	技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及 びコンクリート) 等	国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野 〇〇業務) RCCM(鋼構造及びコンクリート部門) 土木鋼構造診断士※2 等
下水道分野の 業務	技術士上下水道部門-下水道 技術士総合技術監理部門(上下水道-下水 道) 等	国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野 〇〇業務) RCCM(下水道部門)※2 等
建築分野	二級建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 等	二級建築士 建築設備士 等

※1 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※2『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格』に登録されている資格については、選択にあたり留意すること。

5-8 評価基準の留意点

(1) 技術者資格

配置予定技術者の保有資格は、発注する業務の内容に応じて、表-4 技術者資格設定の目安に示す資格を参考に設定する。発注業務の種類の下線太字の資格を基本とし、業務内容により、同等の資格としてそのほかの資格を必要とする場合は、下線太字の資格に加え、同じ業務の種類の下線太字以外の資格を設定できるものとする。建築分野は別途定める。

表-4 技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※1 (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※1 (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野 の業務	技術士建設部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(建設-〇〇) 等	RCCM(〇〇部門)※2 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1 級)※2 等
農業土木関係 分野の業務※4	技術士農業部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(農業-〇〇) 等	RCCM(農業土木部門) 農業土木技術管理士 等
森林土木関係 分野の業務※4	技術士森林部門-〇〇 技術士総合技術監理部門(森林-〇〇) 等	RCCM(森林土木部門) 等
コンクリート構造 物の維持・修繕 業務	技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及 びコンクリート) 等	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門) ※2 コンクリート診断士※2 等
鋼構造物の維 持・修繕業務	技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート 技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及 びコンクリート) 等	RCCM(鋼構造及びコンクリート部門) 土木鋼構造診断士※2 等
下水道分野の 業務	技術士上下水道部門-下水道 技術士総合技術監理部門(上下水道-下水 道) 等	RCCM(下水道部門)※2 等

※1 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※2『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格』に登録されている資格については、選択にあたり留意すること。

令和8年4月

(2) 業務実績

同種業務の設定は、入札参加資格条件(同種業務)等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

(3) CPD (CPDS)

①建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務の配置予定技術者のCPD(CPDS)の取組み状況の評価については、建設系CPD協議会構成団体のうち、表-5 建設系CPD協議会におけるCPD (CPDS) の評価対象団体と推奨(目標)単位に示す、推奨(目標)単位を設定している18団体のCPD(CPDS)の実績の有無について評価する。

評価基準は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。単位取得は建設系CPD協議会の構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

令和7年4月

(2) 業務実績

同種・類似業務の設定は、入札参加資格条件(同種業務)等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

類似業務については、業務の特性等により原則設定する。

(3) CPD (CPDS)

①建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務の配置予定技術者のCPD(CPDS)の取組み状況の評価については、建設系CPD協議会構成団体のうち、表-12 建設系CPD協議会におけるCPD (CPDS) の評価対象団体と推奨(目標)単位に示す、推奨(目標)単位を設定している18団体のCPD(CPDS)の実績の有無について評価する。

評価基準は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間において、建設系CPD協議会の構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。単位取得は建設系CPD協議会の構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

新

令和8年4月

表-5 建設系CPD協議会におけるCPD（CPDS）の評価対象団体と推奨（目標）単位

団体名	年間推奨（目標）単位 CPD単位/年
（公社）空調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタンツ協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50
（公社）日本造園学会	50
（公社）日本都市計画学会	50
（公社）農業農村工学会	50
（公社）日本建築士会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術者教育研究センター	20
土質・地質技術者生涯学習協議会	50

各団体の年間推奨単位は更新されるため、各団体のウェブサイト等により確認を行うこと。

（例：建設系 CPD 協議会 <http://www.cpd-ccesa.org>）

（4）企業の地理的条件

企業の地理的条件については、入札参加資格条件（本社の所在地）を考慮し、適切に設定する。

旧

令和7年4月

表-5 建設系CPD協議会におけるCPD（CPDS）の評価対象団体と推奨（目標）単位

団体名	年間推奨（目標）単位 CPD単位/年
（公社）空調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタンツ協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50
（公社）日本造園学会	50
（公社）日本都市計画学会	50
（公社）農業農村工学会	50
（公社）日本建築士会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術者教育研究センター	20
土質・地質技術者生涯学習協議会	50

各団体の年間推奨単位は更新されるため、各団体のウェブサイト等により確認を行うこと。

（例：建設系 CPD 協議会 <http://www.cpd-ccesa.org>）

（4）企業の地理的条件

企業の地理的条件については、入札参加資格条件（本社の所在地）を考慮し、適切に設定する。

6 審査・ヒアリング

技術提案の審査に当たっては、発注者の恣意性を排除するとともに、公正・公平性の確保について十分配慮すること。また、採点者が提案内容のどの部分をどのように評価したのかなど、採点の根拠を整理し記録・保存する。

配置予定技術者へのヒアリングの実施は、表-6 配置予定技術者へのヒアリングに示すとおり、標準型は原則実施とし、簡易型 I については、発注者が必要に応じて実施する。なお、簡易型 II では実施しない。

表-6 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価のタイプ	ヒアリングの実施
標準型	実施する
簡易型 I	必要に応じて実施する
簡易型 II	実施しない

ヒアリングは必要に応じて電話やWEBによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。また、ヒアリングは、提出された技術資料に関する内容の確認を目的として行うものであり、発注者は、聞き役に徹する。

7 その他の留意事項

7-1 評価内容の履行の担保

落札者が提示した技術提案等の内容について業務計画書への記載を求めることとし、技術提案の原則全てが記載されていない業務計画書は受理できない。ただし、落札者が提示した技術提案等の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

標準型及び簡易型 I の落札者は、発注者が業務上適切な時期に履行を確認できるための資料を監督員に業務計画書提出時に提出する。

これに基づき監督員は適宜、履行状況を確認する。また、受注者の責によらず現場の条件変更等により履行できなくなった場合もその旨記載する。

7-2 実施方針等及び評価テーマに係る設計変更

標準型における評価テーマに対する技術提案、標準型及び簡易型 I における業務の実施方針等の記載内容に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

6 審査・ヒアリング

技術提案の審査に当たっては、発注者の恣意性を排除するとともに、公正・公平性の確保について十分配慮すること。また、採点者が提案内容のどの部分をどのように評価したのかなど、採点の根拠を整理し記録・保存する。

配置予定技術者へのヒアリングの実施は、表-6 配置予定技術者へのヒアリングに示すとおり、標準型は原則実施とし、簡易型 I については、発注者が必要に応じて実施する。なお、簡易型 II では実施しない。

表-6 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価のタイプ	ヒアリングの実施
標準型	実施する
簡易型 I	必要に応じて実施する
簡易型 II	実施しない

ヒアリングは必要に応じて電話やWEBによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。また、ヒアリングは、提出された技術資料に関する内容の確認を目的として行うものであり、発注者は、聞き役に徹する。

7 その他の留意事項

7-1 評価内容の履行の担保

落札者が提示した技術提案等の内容について業務計画書への記載を求めることとし、技術提案の原則全てが記載されていない業務計画書は受理できない。ただし、落札者が提示した技術提案等の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

標準型及び簡易型 I の落札者は、発注者が業務上適切な時期に履行を確認できるための資料を監督員に業務計画書提出時に提出する。

これに基づき監督員は適宜、履行状況を確認する。また、受注者の責によらず現場の条件変更等により履行できなくなった場合もその旨記載する。

7-2 実施方針等及び評価テーマに係る設計変更

標準型における評価テーマに対する技術提案、標準型及び簡易型 I における業務の実施方針等の記載内容に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

令和 8 年 4 月

7-3 技術提案等のペナルティについて

技術提案等の内容や予定技術者の配置等が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案等の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡市委託業務等成績評定要領及び静岡市委託業務等成績評定考査基準に基づき、適切に対応するものとする。なお、予定技術者の配置において、やむを得ない事由により技術者の変更を発注者が認めた場合は、ペナルティとして取扱わない。

7-4 技術提案等に関する機密の保持

提出された技術提案等については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

7-5 総合評価落札方式に係る事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 手続き開始時における明示

総合評価落札方式を適用する業務委託では、入札公告等において次の事項を明示する。

- ・総合評価落札方式の適用の理由
- ・入札参加条件
- ・総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、欠格要件）
- ・総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・技術提案等が履行できなかった場合の措置
- ・不落随契への移行基準

(2) 落札結果の公表

総合評価落札方式を適用した業務委託において落札者を決定した場合には、入札情報等の公開に関する要綱に基づき公表する。

令和 7 年 4 月

7-3 技術提案等のペナルティについて

技術提案等の内容や予定技術者の配置等が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案等の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡市委託業務等成績評定要領及び静岡市委託業務等成績評定考査基準に基づき、適切に対応するものとする。

7-4 技術提案等に関する機密の保持

提出された技術提案等については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

7-5 総合評価落札方式に係る事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 手続き開始時における明示

総合評価落札方式を適用する業務委託では、入札公告等において次の事項を明示する。

- ・総合評価落札方式の適用の理由
- ・入札参加条件
- ・総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、欠格要件）
- ・総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・技術提案等が履行できなかった場合の措置
- ・不落随契への移行基準

(2) 落札結果の公表

総合評価落札方式を適用した業務委託において落札者を決定した場合には、入札情報等の公開に関する要綱に基づき公表する。